

10-1-7 景観

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

1) 調査結果の概要

① 主要な眺望点及び景観資源の状況

(a) 文献その他資料調査

a) 調査地域

図 10-1-7-1 に示す範囲を調査対象地域とした。なお、垂直見込み角 1 度以上で視認される可能性のある範囲は 10.0km である。

b) 調査方法

調査地域に存在する不特定多数の者が利用している場所及び、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所について、自治体ホームページ、各種観光パンフレット等による情報の収集及び整理するとともに、風力発電機の可視領域についても検討を行った。

c) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の調査結果は、「第 3 章 3-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」のとおりである。

主要な眺望点の概要及び位置は表 10-1-7-1 及び図 10-1-7-1、景観資源の概要及び位置は表 10-1-7-2 及び図 10-1-7-2 のとおりであり、風力発電機の可視領域は、図 10-1-7-3 に示すとおりである。

表 10-1-7-1 主要な眺望点の概要

No.	主要な眺望点	方向	風力発電機からの最短距離、眺望点の標高（景観区分）	利用形態	眺望点の概況
1	津軽中里 自然観察教育林	北西	1.0km 31.3m (中景)	A	中泊町の中里地区にある親水公園、森林の中の遊歩道、滝等の自然に触れ合う場所。
2	中里城跡史跡公園	北東	1.5km 51.6m (中景)	A	田園風景や市街地を見下ろせると共に、岩木山や屏風山、権現崎等を遠望できる。青森県景観条例第21条に基づく「ふるさと眺望点」に指定されている。
3	中泊町森林公園・運動公園	北	1.9km 17.7m (中景)	A	森林公園は4kmの遊歩道の他、ふれあいセンター、コテージ等の休憩・宿泊施設がある。隣接している運動公園には、野球場やテニスコート等も整備されている。
4	ゆとりの駐車帯 (奈良屋前)	南東	5.5km 9.4m (遠景)	A	国道339号今泉のゆとりの駐車帯で津軽国定公園の十三湖の東端に位置する。澄み切った青空の時は約40km離れた岩木山が眺望される。
5	七平展望台	南東	6.7km 57.9m (遠景)	A	眺望点は津軽国定公園の第2種特別地域内にあり、中泊の田園地帯及び十三湖、岩木山、日本海が一望される。
6	道の駅 十三湖高原展望台	南東	8.2m 46.3m (遠景)	A	眺望点は津軽国定公園の第3種特別地域内にあり、牧草地や樹林地、十三湖と中泊の田園地帯、岩木山が眺望される。
7	栗山展望台 (呑龍岳展望台)	東	8.7km 62.4m (遠景)	A	眺望点は津軽国定公園の第3種特別地域の海岸砂丘内にあり、日本海、十三湖、西部山地が一望される。
8	中泊町中央公民館	北東	2.1km 5.7m (中景)	B	中里集落等の地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所。
9	中泊町総合文化センター 「パルナス」	北東	2.4km 5.7m (中景)	B	中里集落等の地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所。
10	中泊町特産物直売所 「ピュア」	北東	4.0km 3.3m (遠景)	B	農産物等の産地直売品を納入、購入等で地域住民等が利用する日常生活上慣れ親しんでいる場所。
11	周辺集落 (深郷田：深郷田駅)	北	3.1km 6.0m (遠景)	C	津軽鉄道の深郷田駅周辺の深郷田集落の人々が日常生活する場所。
12	周辺集落（尾別）	東	1.4km 7.1m (中景)	C	尾別集落の人々が日常生活する場所。
13	周辺集落 (薄市：中里高校)	東	3.0km 6.1m (遠景)	C	薄市集落の人々が日常生活する場所。
14	周辺集落（竹田）	東	3.7km 4.5m (遠景)	C	竹田集落の人々が日常生活する場所。
15	周辺集落（田茂木）	北東	5.9km 5.9m (遠景)	C	田茂木集落の人々が日常生活する場所。

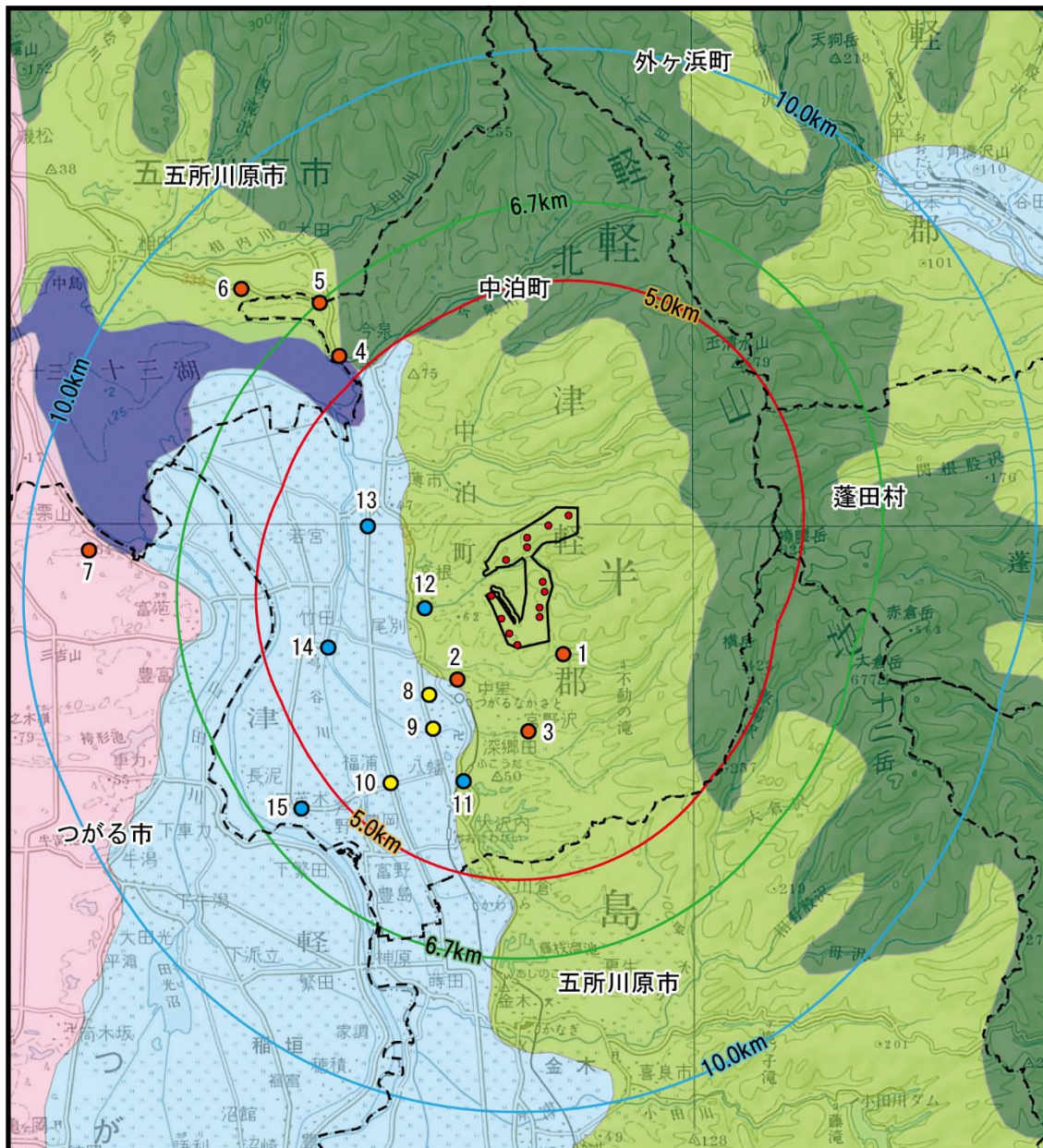
注1：方向は主要な眺望点に対象事業実施区域を望む方向。

注2：標高は着葉期の撮影地点の位置とし、国土地理院の10mメッシュ標高数値データから算出。

注3：利用形態については以下のとおり。

A：レクリエーション B：生活の場 C：集落

注4：「景観づくりの手引き」（平成25年 青森県都市計画課）の区分に基づき、近景は0.4kmまで、中景は0.4～2.5km、遠景は2.5km以上とした。



凡 例

○ 対象事業実施区域

● 風力発電機

主要な眺望点

● レクリエーションの場

● 生活の場

● 集落

景観特性

■ 山地景観

■ 低山景観

■ 低地農村景観 (水田型)

■ 低地湖沼景観

■ 海岸砂丘景観

風力発電機までの最短距離

■ 5.0km (垂直見込み角 2度)

■ 6.7km (垂直見込み角 1.5度)

■ 10.0km (垂直見込み角 1度)

1:150,000



「地域別景観特性ガイドプラン」(平成9年 青森県)
 青森県、中泊町、五所川原市、つがる市ホームページ
 観光案内資料
 より作成

図 10-1-7-1 主要な眺望点

表 10-1-7-2 景観資源の概要

区分	No.	景観資源名	概要
自然景観資源	16	岩木川	津軽平野を南北に貫流している一級河川で、十三湖との合流部付近にはヨシ帯が広がっている。
	17	十三湖	岩木川の河口部に広がる津軽平野最大の湖。シジミで全国的に有名である。
	18	相内段丘	過去の海面に対応して形成された階段状の台地(段丘)地形。かつては海面近くにあり、波浪の侵食作用により形成されたものである。
	19	金木段丘	
	20	十三湖の白鳥	オオハクチョウの渡来地として知られ、「十三湖の白鳥」として県の天然記念物指定を受けている。
	21	芦野公園の桜	津軽半島随一の桜の名所で「日本の桜名所百選」にも選定されている。

出典：「地域別景観特性ガイドプラン」（平成 9 年 青森県）

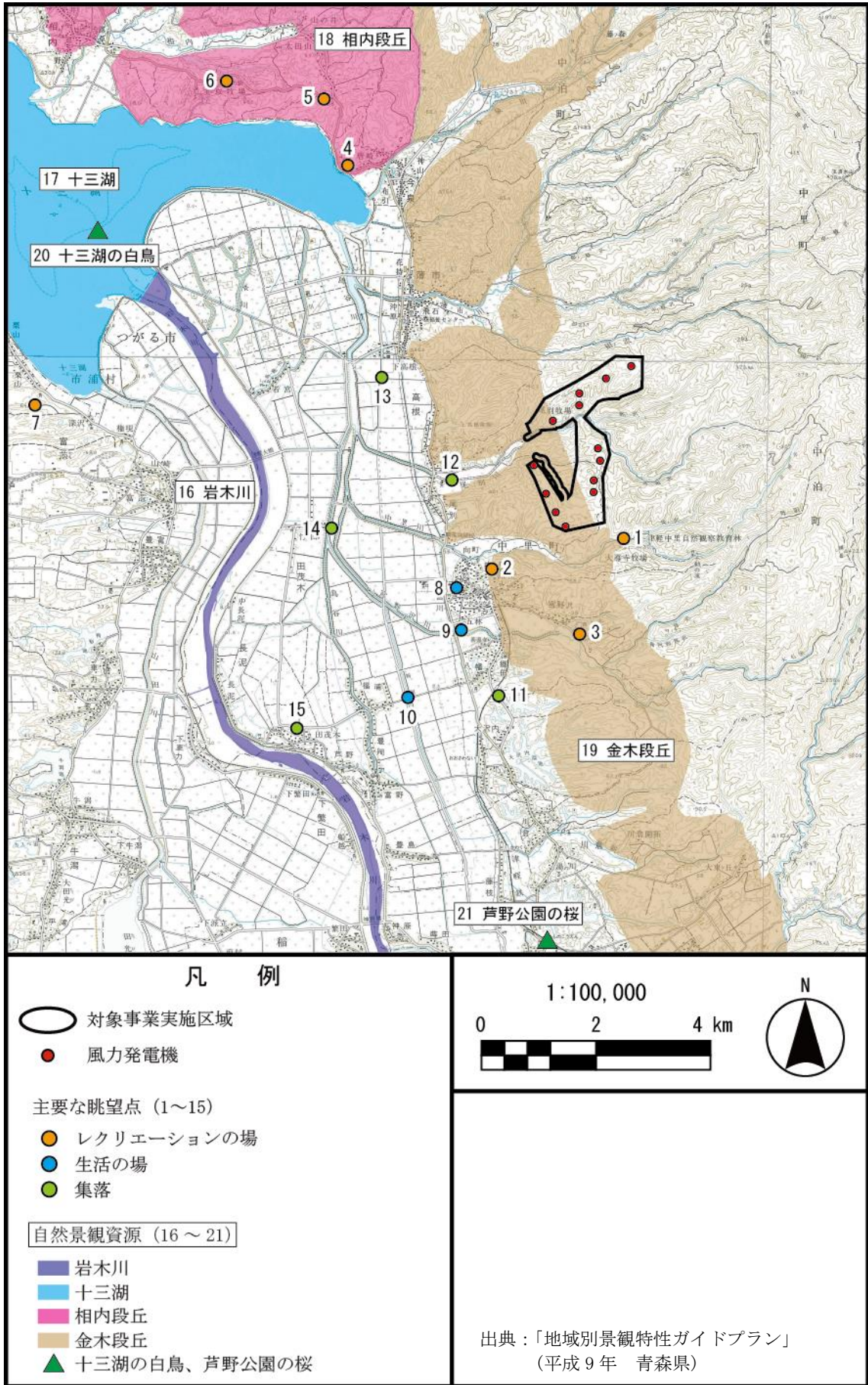
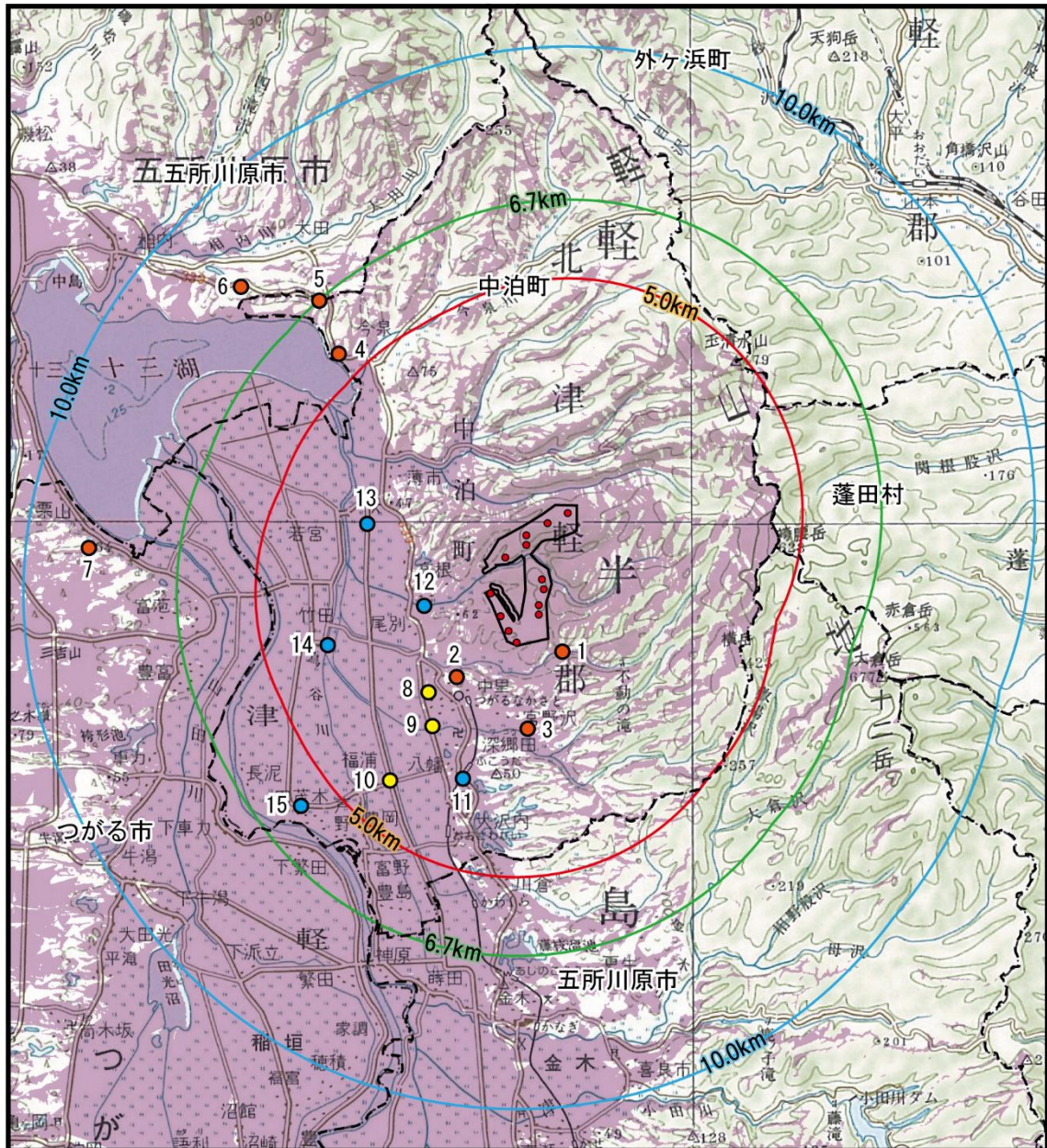








図 10-1-7-2 景観資源






凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  可視領域
(風力発電機高さ175m、地形のみ考慮)

主要な眺望点

-  レクリエーションの場
-  生活の場
-  集落

風力発電機までの最短距離

-  5.0km (垂直見込み角2度)
-  6.7km (垂直見込み角1.5度)
-  10.0km (垂直見込み角1度)

1 : 150,000



青森県、中泊町、五所川原市、つがる市ホームページ観光案内資料より作成

図 10-1-7-3 対象事業実施区域周辺の可視領域

② 主要な眺望景観の状況

(a) 現地調査

a) 調査地域

調査地域は、「①主要な眺望点及び景観資源の状況」で示した範囲とした。

b) 調査地点

調査地点は、「①主要な眺望点及び景観資源の状況」で抽出した主要な眺望点 15 地点とした。

c) 調査期間

調査期間は表 10-1-7-3 に示したとおりであり、着葉時期として夏季及び落葉時期として冬季の好天日を対象として調査を行った。

表 10-1-7-3 主要な眺望景観の状況の調査期間

区 分	調査期間
夏 季 (着葉期)	平成 26 年 7 月 26 日 (土) 平成 26 年 7 月 29 日 (火) 平成 26 年 8 月 3 日 (日)
冬 季 (落葉期)	平成 27 年 1 月 25 日 (日) 平成 27 年 2 月 21 日 (土)

d) 調査方法

主要な眺望景観の状況について、現地踏査を実施し、目視確認及びカメラによる写真撮影を行った。

e) 調査結果

主要な眺望点における主要な眺望景観の概況を表 10-1-7-4(1)～(3)に示す。
 景観の状況が把握しやすいよう、着葉期の写真を使用した。

表 10-1-7-4(1) 主要な眺望景観の概況（着葉期）

No.	主要な眺望点	方向 /標高	利用 形態	景観の状況
1	津軽中里自然観察教育林	北西 /31.3m	A	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から南東方向約 1.0km に位置している。対象事業実施区域の位置する北西側の近景には樹林が広がり、中景及び遠景は眺望できない。			
2	中里城跡史跡公園	北東 /51.6m	A	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から南西方向約 1.5km に位置している。対象事業実施区域の位置する北東側の近景、中景には草地や樹林が広がり、遠景は樹林に遮られ眺望できない。			
3	中泊町森林公園・運動公園	北 /17.7m	A	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から南方向約 1.9km に位置している。対象事業実施区域の位置する北側の近景・中景には公園施設や樹林が分布し、その背後に海成段丘の低山景観が眺望される。			
4	ゆとりの駐車帯（奈良屋前）	南東 /9.4m	A	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から北西方向約 5.5km に位置している。対象事業実施区域の位置する南東側の近景には津軽国定公園の十三湖の湖沼景観、中景、遠景には南東側に海成段丘の低山景観が眺望される。また、澄み切った青空の時は約 40km 離れた岩木山が眺望される。			
5	七平展望台	南東 /57.9m	A	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から北西方向約 6.7km に位置している。対象事業実施区域の位置する南東側は、周囲の針葉樹林や広葉樹林に視界が遮られ、中景、遠景は眺望できない。			

注 1：方向は主要な眺望点対象事業実施区域を望む方向。

注 2：標高は着葉期の撮影地点とし、国土地理院の 10m メッシュ標高数値データから算出。

注 3：利用形態については以下のとおり。

A：レクリエーション B：生活の場 C：集落

注 4：「景観づくりの手引き」（平成 25 年 青森県都市計画課）の区分に基づき、近景は 0.4km まで、中景は 0.4～2.5km、遠景は 2.5km 以上とした。

表 10-1-7-4(2) 主要な眺望景観の概況（着葉期）

No.	主要な眺望点	方向 /標高	利用 形態	景観の状況
6	道の駅十三湖高原展望台	南東 /46.3m	A	 <p>眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から北西方向約8.2kmに位置している。対象事業実施区域の位置する南東側の近景から中景には海成段丘に位置する牧草地や樹林地が、中景には十三湖と水田、その背後に山地景観が眺望される。また、澄み切った青空の時は約40km離れた岩木山が眺望される。</p>
	栗山展望台（呑龍岳展望台）	東 /62.4m	A	
7	中泊町中央公民館	北東 /5.7m	B	 <p>眺望景観の概要： 最寄り風力発電機から南西方向約2.1kmに位置している。対象事業実施区域の位置する北東側の近景は市街地の家屋等が分布し、その背後に中景として海成段丘の低山景観が眺望される。</p>
	中泊町総合文化センター「パルナス」	北東 /5.7m	B	
8	中泊町特産物直売所「ピュア」	北東 /3.3m	B	 <p>眺望景観の概要： 最寄り風力発電機から南西方向約2.4kmに位置している。対象事業実施区域の位置する北東側の近景は水田が広がり、中景に水田や市街地、遠景に海成段丘の低山景観や山地景観が眺望される。</p>
	中泊町総合文化センター「パルナス」	北東 /5.7m	B	
9	中泊町特産物直売所「ピュア」	北東 /3.3m	B	 <p>眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から南西方向約4.0kmに位置している。対象事業実施区域の位置する北東側の近景には河川や水田が、中景から遠景には水田とその背後の市街地が、さらにその背後に海成段丘の低山景観や山地景観が眺望される。</p>
	中泊町総合文化センター「パルナス」	北東 /5.7m	B	
10	中泊町特産物直売所「ピュア」	北東 /3.3m	B	
	中泊町総合文化センター「パルナス」	北東 /5.7m	B	

注1：方向は主要な眺望点の対象事業実施区域を望む方向。

注2：標高は着葉期の撮影地点とし、国土地理院の10mメッシュ標高数値データから算出。

注3：利用形態については以下のとおり。

A：レクリエーション B：生活の場 C：集落

注4：「景観づくりの手引き」（平成25年 青森県都市計画課）の区分に基づき、近景は0.4kmまで、中景は0.4～2.5km、遠景は2.5km以上とした。

表 10-1-7-4(3) 主要な眺望景観の概況（着葉期）

No.	主要な眺望点	方向 /標高	利用 形態	景観の状況
11	周辺集落（深郷田：深郷田駅）	北 /6.0m	C	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から南方向約 3.1km に位置している。対象事業実施区域の位置する北側の近景、中景には線路や水田等の農耕地が広がり、その背後には海成段丘の低山景観や山地景観が眺望される。			
12	周辺集落（尾別）	東 /7.1m	C	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から西方向約 1.4km に位置している。対象事業実施区域の位置する東側の近景には水田や集落の建物が、中景には水田や海成段丘の低山景観が、その背後には山地景観が眺望される。			
13	周辺集落（薄市：中里高校）	東 /6.1m	C	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から西方向約 3.0km に位置している。対象事業実施区域の位置する東側の近景から中景には水田が広がり、その背後には市街地や海成段丘の低山景観が眺望される。			
14	集落周辺（竹田）	東 /4.5m	C	
	眺望景観の概況： 最寄り風力発電機から西方向約 3.7km に位置している。対象事業実施区域の位置する東側の近景から中景には河川や水田が広がり、その背後には海成段丘の低山景観や山地景観が眺望される。			
15	周辺集落（田茂木）	北東 /5.9m	C	
	眺望景観の概要： 最寄り風力発電機から南西方向約 5.9km に位置している。対象事業実施区域の位置する北東側の近景、中景には水田が広がり、その背後には市街地、海成段丘の低山景観や山地景観が眺望される。			

注 1：方向は主要な眺望点を対象事業実施区域を望む方向。

注 2：標高は着葉期の撮影地点とし、国土地理院の 10m メッシュ標高数値データから算出。

注 3：利用形態については以下のとおり。

A：レクリエーション B：生活の場 C：集落

注 4：「景観づくりの手引き」（平成 25 年 青森県都市計画課）の区分に基づき、近景は 0.4km まで、中景は 0.4～2.5km、遠景は 2.5km 以遠とした。

2) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

(a) 地形改変及び施設が存在

a) 環境保全措置

地形改変及び施設が存在に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・風力発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、彩度を抑えた薄いグレーとする。
- ・施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや植生マットによる緑化を行い、植生の早期回復に努める。
- ・対象事業実施区域内における送電線は、鉄塔は建設せず、主要な送電線は地下埋設とする。

b) 予測

(7) 予測地域

調査地域と同じとした。

(4) 予測地点

主要な眺望点については選定した15地点とし、景観資源については、自然景観資源として把握した6地点とした。

(7) 予測対象時期

風力発電機が完成した時期とした。

(1) 予測手法

7) 主要な眺望点及び景観資源

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより、風力発電機と景観資源の位置関係を確認し、改変の可能性の有無を予測した。

4) 主要な眺望景観

主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法による視覚的な表現手法により景観の変化について予測した。

(オ) 予測結果

7) 主要な眺望点

主要な眺望点については改変されないことから、対象事業の実施による直接的な影響はないと予測した。

イ) 景観資源の状況

景観資源については、対象事業実施区域の一部が景観資源である「金木段丘」と重複するため、部分的に直接的な改変の可能性がある。

ウ) 主要な眺望景観

主要な眺望景観の変化の状況は、図 10-1-7-4(1)～図 10-1-7-18(4)のとおりであり、その影響は表 10-1-7-6 のとおりである。



図 10-1-7-4(1) 津軽中里自然観察教育林 着葉期(現状)



図 10-1-7-4(2) 津軽中里自然観察教育林 着葉期(将来)



図 10-1-7-4(3) 津軽中里自然観察教育林 落葉期(現状)



図 10-1-7-4(4) 津軽中里自然観察教育林 落葉期(将来)



図 10-1-7-5(1) 中里城跡史跡公園 着葉期(現状)



図 10-1-7-5(2) 中里城跡史跡公園 着葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-5(3) 中里城跡史跡公園 落葉期(現状)



図 10-1-7-5(4) 中里城跡史跡公園 落葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-6(1) 中泊町森林公園・運動公園 着葉期(現状)



図 10-1-7-6(2) 中泊町森林公園・運動公園 着葉期(将来)



図 10-1-7-6(3) 中泊町森林公園・運動公園 落葉期(現状)



図 10-1-7-6(4) 中泊町森林公園・運動公園 落葉期(将来)



図 10-1-7-7(1) ゆとりの駐車帯(奈良屋前) 着葉期(現状)



図 10-1-7-7(2) ゆとりの駐車帯(奈良屋前) 着葉期(将来)



図 10-1-7-7(3) ゆとりの駐車帯(奈良屋前) 落葉期(現状)



図 10-1-7-7(4) ゆとりの駐車帯(奈良屋前) 落葉期(将来)



図 10-1-7-8(1) 七平展望台 着葉期(現状)



図 10-1-7-8(2) 七平展望台 着葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-8(3) 七平展望台 落葉期(現状)



図 10-1-7-8(4) 七平展望台 落葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-9(1) 道の駅十三湖高原展望台 着葉期(現状)



図 10-1-7-9(2) 道の駅十三湖高原展望台 着葉期(将来)



図 10-1-7-9(3) 道の駅十三湖高原展望台 落葉期(現状)



図 10-1-7-9(4) 道の駅十三湖高原展望台 落葉期(将来)



図 10-1-7-10(1) 栗山展望台(呑龍岳展望台) 着葉期(現状)



図 10-1-7-10(2) 栗山展望台(呑龍岳展望台) 着葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-10(3) 栗山展望台(呑龍岳展望台) 落葉期(現状)



図 10-1-7-10(4) 栗山展望台(呑龍岳展望台) 落葉期(将来) (不可視)



図 10-1-7-11(1) 中泊町中央公民館 着葉期(現状)



図 10-1-7-11(2) 中泊町中央公民館 着葉期(将来)



図 10-1-7-11 (3) 中泊町中央公民館 落葉期(現状)



図 10-1-7-11 (4) 中泊町中央公民館 落葉期(将来)



図 10-1-7-12 (1) 中泊町総合文化センター「パルナス」 着葉期(現状)



図 10-1-7-12 (2) 中泊町総合文化センター「パルナス」 着葉期(将来)



図 10-1-7-12 (3) 中泊町総合文化センター「パルナス」 落葉期(現状)



図 10-1-7-12 (4) 中泊町総合文化センター「パルナス」 落葉期(将来)



図 10-1-7-13(1) 中泊町特産物直売所「ピュア」 着葉期(現状)



図 10-1-7-13(2) 中泊町特産物直売所「ピュア」 着葉期(将来)



図 10-1-7-13(3) 中泊町特産物直売所「ピュア」 落葉期(現状)



図 10-1-7-13(4) 中泊町特産物直売所「ピュア」 落葉期(将来)



図 10-1-7-14(1) 周辺集落(深郷田：深郷田駅) 着葉期(現状)



図 10-1-7-14(2) 周辺集落(深郷田：深郷田駅) 着葉期(将来)



図 10-1-7-14(3) 周辺集落(深郷田：深郷田駅) 落葉期(現状)



図 10-1-7-14(4) 周辺集落(深郷田：深郷田駅) 落葉期(将来)



図 10-1-7-15(1) 周辺集落(尾別) 着葉期(現状)



図 10-1-7-15(2) 周辺集落(尾別) 着葉期(将来)



図 10-1-7-15(3) 周辺集落(尾別) 落葉期(現状)



図 10-1-7-15(4) 周辺集落(尾別) 落葉期(将来)



図 10-1-7-16(1) 周辺集落(薄市：中里高校) 着葉期(現状)



図 10-1-7-16(2) 周辺集落(薄市：中里高校) 着葉期(将来)



図 10-1-7-16(3) 周辺集落(薄市：中里高校) 落葉期(現状)



図 10-1-7-16(4) 周辺集落(薄市：中里高校) 落葉期(将来)



図 10-1-7-17(1) 周辺集落(竹田) 着葉期(現状)



図 10-1-7-17(2) 周辺集落(竹田) 着葉期(将来)



図 10-1-7-17(3) 集落周辺(竹田) 落葉期(現状)



図 10-1-7-17(4) 集落周辺(竹田) 落葉期(将来)



図 10-1-7-18(1) 周辺集落(田茂木) 着葉期(現状)



図 10-1-7-18(2) 周辺集落(田茂木) 着葉期(将来)



図 10-1-7-18 (3) 周辺集落(田茂木) 落葉期(現状)



図 10-1-7-18 (4) 周辺集落(田茂木) 落葉期(将来)

c) 評価の結果

(7) 環境影響の回避、低減に係る評価

地形の改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

- ・風力発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、彩度を抑えた薄いグレーとする。
- ・施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発生表土の撒きだしや植生マットによる緑化を行い、植生の早期回復に努める。
- ・対象事業実施区域内における送電線は、鉄塔は建設せず、主要な送電線は地下埋設とする。

(i) 主要な眺望点及び景観資源

主要な眺望点については、対象事業実施区域外であることから、直接改変による影響はないものと評価する。

景観資源については、対象事業の実施により景観資源である「金木段丘」の一部が改変されることから、景観資源への影響が生じる可能性はあるが、造成に伴う土地の改変を可能な範囲で最小限とした上で、工事後は速やかに植生マットによる緑化を行い、植生の早期回復に努めることから、対象事業の実施による景観資源への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

(ii) 主要な眺望景観

主要な眺望景観の変化については、風力発電機の見込角からの視覚的变化の程度を、表 10-1-7-5 に示す「景観対策ガイドライン（案）」（昭和 56 年 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会）に示される送電鉄塔の見え方と視角に関する知見をもとに評価を行った。

評価結果は表 10-1-7-6 に示すとおりであり、垂直見込み角については、最大で「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない」程度であり、圧迫感を与えるにいたらず、さらに環境保全措置を行うことにより、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

景観資源については、「十三湖」、「相内段丘」、「金木段丘」が風力発電機と同時に視認されるが、いずれも風力発電機は景観資源の眺めを遮蔽する位置にはなく、また既に景観資源とともに人工構造物が多数視認されており、さらに環境保全措置を行うことにより、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

表 10-1-7-5 送電鉄塔の見え方と視角に関する知見

視角 (垂直見込角)	視角と見え方
0.5 度	<ul style="list-style-type: none"> ・輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1 度	<ul style="list-style-type: none"> ・十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5～2 度	<ul style="list-style-type: none"> ・シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3 度	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5～6 度	<ul style="list-style-type: none"> ・やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。 ・架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10～12 度	<ul style="list-style-type: none"> ・眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。

参考：「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）

表 10-1-7-6 主要な眺望景観の評価結果

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
主要な眺望点	津軽中里 自然観察 教育林	中里城跡 史跡公園	中泊町 森林公園・ 運動公園	ゆとりの 駐車帯 (奈良屋前)	七平 展望台	道の駅 十三湖高原 展望台	栗山 展望台	中泊町 中央 公民館	中泊町 総合文化 センター	中泊町 特産品 直売所	周辺集落 (深郷田： 深郷田駅)	周辺集落 (尾別)	周辺集落 (薄市：中里 高校)	周辺集落 (竹田)	周辺集落 (田茂木)		
予測結果	風力発電機 までの距離	1.0～ 3.0km	1.5～ 4.3km	1.9～ 4.7km	5.5～ 7.2km	6.7～ 8.5km	8.2～ 9.7km	8.7～ 10.3km	2.1～ 4.8km	2.4～ 5.3km	4.0～ 6.9km	3.1～ 6.1km	1.4～ 3.7km	3.0～ 4.3km	3.7～ 5.9km	5.9～ 8.6km	
	視認される風力発 電機の最大垂直 見込み角度	2.5度	-	2.4度	1.1度	-	1.2度	-	1.4度	3.2度	2.3度	1.4度	6.7度	2.6度	2.6度	1.6度	
	可視 状況 (基数)	タワーと ブレード	0	0	5	9	0	13	0	0	6	13	1	13	9	13	13
		ナセルと ブレード	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
		ブレード	1	0	4	3	0	0	0	5	6	0	6	0	3	0	0
不可視	12	13	4	0	13	0	13	8	1	0	5	0	0	0	0		
景観対策ガイドライン (案) (視角の考え方)	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	-	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	ほとんど気 にならない。	-	ほとんど気 にならない。	-	シルエット にならず、 さらに環境 融和塗色が されている 場合には、 ほとんど気 にならない。	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	シルエット にならず、 さらに環境 融和塗色が されている 場合には、 ほとんど気 にならない。	やや大きく 見え、景観 的にも大き な影響があ る。圧迫感 はあまり受 けない。	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	比較的細部 までよく見 えるように なる。圧迫 感を受けない。	シルエット にならず、 さらに環境 融和塗色が されている 場合には、 ほとんど気 にならない。	
風力発電機と同時に 視認される景観資源	-	-	金木段丘	十三湖、 金木段丘	-	相内段丘、 金木段丘	-	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	金木段丘	
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の色彩については、周辺環境になじみやすいように、彩度を抑えた薄いグレーとする。 ・施設設置に伴う樹木の伐採は可能な限り最小限にとどめ、工事後は可能な限り現地発土の撒きだしや植生マットによる緑化を行い、植生の早期回復に努める。 ・対象事業実施区域内における送電線は、鉄塔は建設せず、主要な送電線は地下埋設とする。 																
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観への影響は、垂直見込み角については、最大で「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感あまり受けない」程度であり、圧迫感を与えるにいたらず、さらに環境保全措置を行うことにより、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。 ・景観資源については、「十三湖」、「相内段丘」、「金木段丘」が風力発電機と同時に視認されるが、いずれも風力発電機は景観資源の眺めを遮蔽する位置にはなく、また既に景観資源とともに人工構造物が多数視認されており、さらに環境保全措置を行うことにより、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。 																

(イ) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

青森県では平成8年3月に「青森県景観条例」を制定し、景観計画区域(青森市、弘前市、八戸市を除く県内全域)内における、工作物の新設(高さ5~20mを超えるもの等)または、増改築等の大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。平成18年4月には「青森県景観計画」を策定し、大規模行為景観形成基準を定めている。基準の内容を表10-1-7-7に示す。

本事業においては、周辺環境になじみやすいように、風力発電機の色彩は彩度を抑えた薄いグレーとし、周辺景観との調和を図る計画としていることから、この基準に適合するものと評価する。

同条例に基づき、青森県は平成11年3月に県内の優れた景観を眺望できる全67地点を「ふるさと眺望点」として選定しており、対象事業実施区域及びその周辺では、「中里城跡史跡公園」が指定されている。

また、青森県は平成9年3月に「地域別景観特性ガイドプラン」を策定し、景観ごとに景観特性と配慮事項をまとめており、対象事業実施区域の周辺は「津軽平野北部景域」に該当している。

本事業においては、風力発電機が周辺環境になじみやすいように、風力発電機の色彩は彩度を抑えた薄いグレーとし、周辺景観との調和を図る計画としていることから、「地域別景観特性ガイドプラン」の配慮事項について配慮がなされているものと評価する。

青森県では平成28年3月に「第5次青森県環境計画」を策定し、開発事業等における環境配慮指針を示している。景観に関する配慮としては、

- ・湧水、清流、巨樹・巨木林、自然海岸、史跡・名勝、天然記念物、歴史的建造物など、地域の特徴的な景観を形成している自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努める。
- ・主要道路等の沿線からの眺望の確保や農林地などの緑地景観の保全に配慮する。
- ・地域の景観形成に関する協定などに配慮した事業の推進に努める。

と記載されている。本事業計画では、風力発電機を周囲の景観と調和するように配慮していることから、「第5次青森県環境計画」に示されている環境配慮指針に整合しているものと評価する。

なお、中泊町においては、「中泊町開発行為に関する指導要綱」(平成17年3月告示第39号)が策定されているが、景観に関する記載はない。

以上より、本事業は「青森県景観計画」、「地域別景観特性ガイドプラン」、「第5次青森県環境計画」に整合するものと評価する。

表 10-1-7-7 青森県景観計画 大規模行為景観形成基準(抜粋)

区 分	基 準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ・ 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良い景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ・ 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 ・ 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物・工作物 (新設・新築、増築、改築、移転、修繕等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 ・ 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 ・ 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 ・ 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ・ 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。

出典：「青森県景観計画」(平成 18 年 青森県)